

復興整備計画
（第6回変更）

名取市・宮城県

平成26年 6月13日

（平成26年9月26日：様式第10の変更）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
- ② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
- ③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
- ④ 地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。また、農業の担い手を育成する宮城県農業高等学校を復旧させる。
- ⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトなまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たな魅力を創出する。
- ② 貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、有効な土地利用の展開を図っていく。
- ③ 2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建するとともに、高柳地区において災害公営住宅を整備する（G-1・G-2）。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地（D・E地区）において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部（宮城県農業園芸総合研究所圃場隣）に移転させる（F地区）。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業	A地区	事業の名称：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	D地区	事業の名称：下増田地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 平成25年度 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年2月8日に第1回変更同意
	A-1	事業の名称：閑上地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度 集団移転促進事業計画については、平成25年9月11日に国土交通大臣の同意
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業

	F 地区	事業の名称：宮城県農業高等学校改築事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E 地区	事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>平成27年度</u> 平成26年度
	A-2	事業の名称：閑上地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
	G-1	事業の名称：高柳辻地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
	G-2	事業の名称：高柳圭田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度から平成29年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

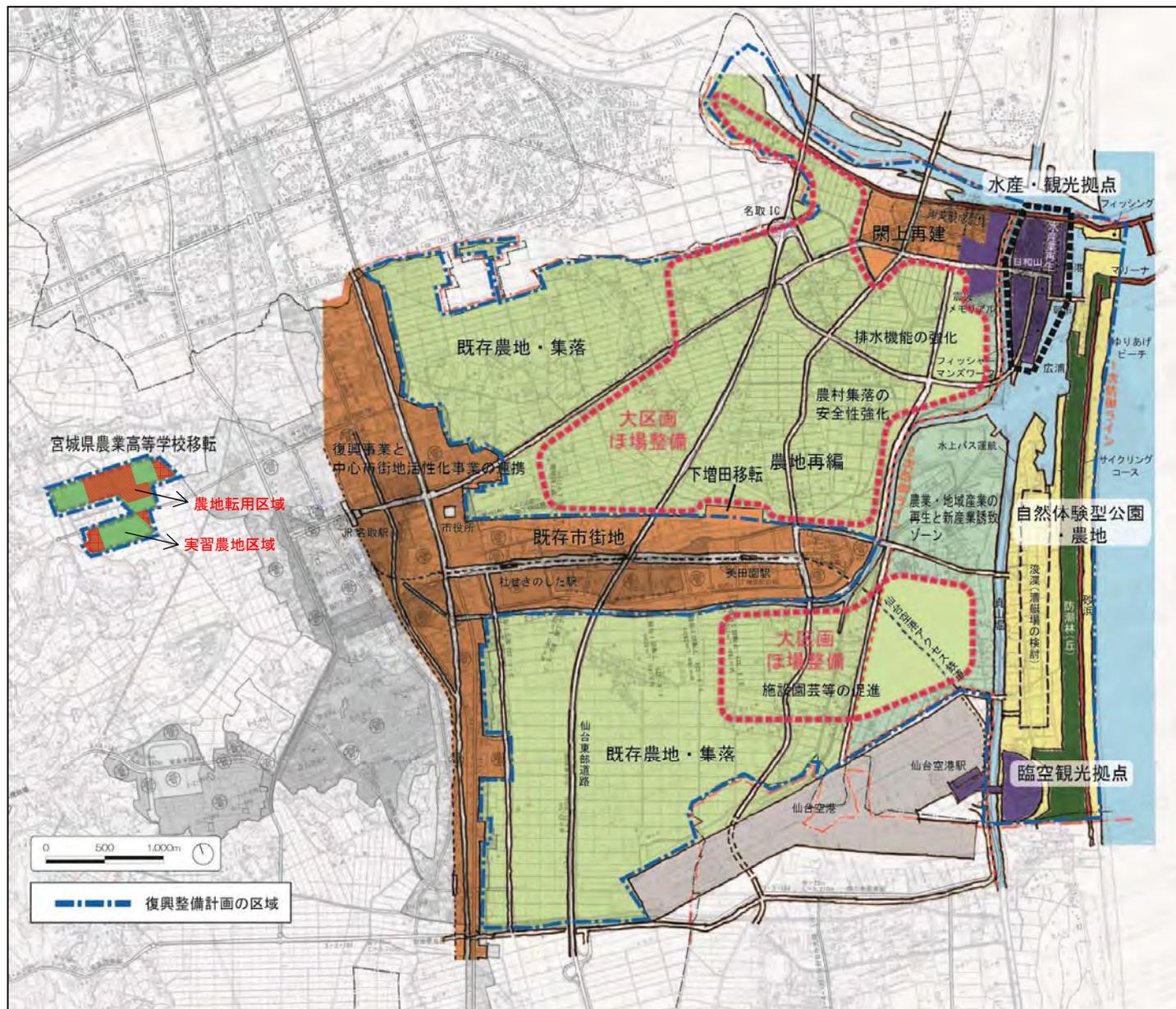
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地地区画整理事業）〔宮城県決定〕	決定	121.8ha		
			・都市計画（道路）〔名取市決定〕	廃止			※廃止する都市計画道路（5路線） ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（公園）〔名取市決定〕	廃止			※廃止する都市計画公園（2箇所） ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（被災市街地復興推進地域）〔名取市決定〕	変更	19.1ha		※被災市街地復興推進地域 19.1haを追加決定
2	都市施設の整備に関する事業	B道路 C道路	・都市計画（道路）〔宮城県決定〕	変更			※変更する都市計画道路（2路線） ・名取駅閉上線 ・仙台閉上線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺1/25,000以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第1 項から第4 項までの都 市計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第3 項の許可・ 第33条第1 項の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発 事業	A地区	○										
			○										
2	集団移転促 進事業	D地区	○	○									
			○										
3	その他施設 の整備に関 する事業	E地区	○	○									
			○										
4	都市施設の 整備に関す る事業	F地区	○										
			○										
5	その他施設 の整備に関 する事業	G-1	○										
6	その他施設 の整備に関 する事業	G-2	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



復興整備事業総括図

F 都市施設の整備に関する事業(学校)

A 被災市街地復興土地区画整理事業

B 都市施設の整備に関する事業(道路)

A-2 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

G-1 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

G-2 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

A-1 集団移転促進事業

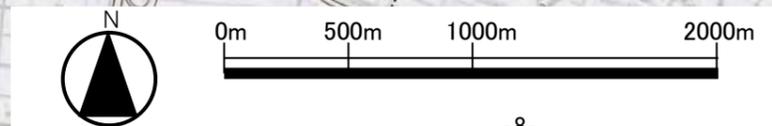
C 都市施設の整備に関する事業(道路)

D 集団移転促進事業

E その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

- 行政区域
- 復興整備計画の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 農地転用区域
- 実習農地区域
- 移転元

凡	例
都市計画区域(市域)	都市計画道路
市街化区域	交通広場・駅前広場
第一種低層住居専用地域	都市計画公園
第二種低層住居専用地域	ごみ焼却場
第一種中高層住居専用地域	トラックターミナル
第二種住居地域	火葬場
準住居地域	東北縦貫自動車道
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係
 (農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
○水田地帯は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、引き続き水稲を中心とした土地利用型農業の振興を図る。 ○水田地帯に点在する施設園芸については農業施設の早期復旧等を進め、農業の早期再開を図る。 ○農地の集約と持続的な農業経営体制づくりを推進する。
② 農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)
○東日本大震災復興交付金事業を活用し、沿岸部の津波により被災(浸水)した農地等について農山漁村地域の復興を目的とする生産基盤整備(区画整理660.0ha)事業を行う。単なる原形復旧だけでなく大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させる。 なお、地区の設定は、仙台市分とあわせて、用排水系統及び農地集積、区画形状を踏まえ総合的に検討し、津波被災区域と一体的に整備する必要のある最小限の範囲とし、復興に向けた地域農業の再構築を見据えた地区設定を行っている。 地区名 名取地区 面積 660.0ha(仙台市含みの全体面積769.4ha) ○農業再開に向け、東日本大震災復興交付金事業を活用し、被災農家の経済的負担の軽減、農業機械や集出荷施設(10箇所)の再整備等を行う。 ○「地域農業経営再開支援事業」、「農業基盤復旧復興整備計画策定事業」を活用し、持続的な農業経営体制づくりに向け、地域農業の組織経営化・法人化の促進、農地流動化や農地利用集積の促進、機能的な農業基盤の整備促進を行う。 ○また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部(宮城県農業園芸総合研究所圃場隣)に移転させ、将来の農業の担い手の育成及び宮城県農業園芸総合研究所との連携を図る。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するために、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)
○農地の大区画化や利用集積、担い手の育成や農業経営体制支援により、効率的かつ持続的な農業を実現し、農業生産性の向上を図る。 ○住宅地等への農地転用は、安全で災害に強い市街地整備を行うために必要最小限度とする。
② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)
○津波被害を受けた農地1,588ha(田・畑)は、農地として復旧・復興することを基本とする。 ○被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地(約118ha)及び集団移転促進事業に係る移転先住宅団地周辺の農地(39ha)は、大区画化等の農地の利用集積を図り、生産性の高い優良農地として利用する。 ○集団移転促進事業における移転元の跡地(19ha)のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な地区において、農地としての整備を検討する。 ○農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A地区	閑上地区	市街地開発事業	住宅地	57ha [19ha]	15ha	15ha	15ha	名取市	H23-29	2,400人 860戸 〔800人 290戸〕	市街化調整区域	I区域、65ha、市街化区域4,000人（1,500戸） 跡地利用：水産業再生施設、レクリエーション施設等
			水産業再生施設レクリエーション施設等	65ha	-	-	-					
D地区	下増田地区	集団移転促進事業	住宅地	5ha	5ha	5ha	5ha	名取市	H24- <u>27</u> 25	201人 70戸	市街化調整区域	II区域19ha、市街化調整区域524人（193戸） 跡地利用：農地・臨空観光拠点等
E地区	下増田地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1ha	1ha	1ha	1ha	名取市	H24- <u>27</u> 26	264人 92戸	市街化調整区域	II区域19ha、市街化調整区域524人（193戸） 跡地利用：農地・臨空観光拠点等
F地区	高館吉田地区	都市施設の整備に関する事業	学校	33ha	15ha 【33ha】	15ha 【33ha】	15ha 【33ha】	宮城県	H25-29	-	市街化調整区域	III区域33ha、市街化調整区域跡地利用：メガソーラー施設
G-1	高柳辻地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1ha	1ha	1ha	0ha	名取市	H26-29	140人 50戸	市街化調整区域	I区域、65ha、市街化区域4,000人（1,500戸） 跡地利用：水産業再生施設、レクリエーション施設等
G-2	高柳圭田地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	2ha	1ha	1ha	0ha	名取市	H26-29	140人 50戸	市街化調整区域	I区域、65ha、市街化区域4,000人（1,500戸） 跡地利用：水産業再生施設、レクリエーション施設等
計				61ha	38ha	38ha	36ha			1,545人 552戸		

※ [] は市街地拡大部分の面積を示す。（ ） は移転に伴う市街地拡大部分の予定人口（世帯数）を示す。【 】 は学校施設の総面積を示す。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等を示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：A 閉上地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	15ha	完了	直轄	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	15ha	完了	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

3	農山漁村 地域復興 基盤総合 整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	15ha	未着手	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
<p>② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策</p> <p>当該地は、集团的農地の縁辺部に位置することから、用水路は廃止、排水は鍋沼排水路へ付け替えを行い処理する計画としている。名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、用水路及び鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。また、被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内からの雨水排水は直接貞山運河への排出及び鍋沼排水路へ排水する計画としており、鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
<p>③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定</p> <p>区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	5 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17</p>

									日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	5 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>集団移転促進事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>集団移転促進事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。</p> <p>市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産省	4,450ha	S42～ 60	1 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17</p>

									日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	1 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>災害公営住宅整備事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。</p> <p>市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	33ha	完了	直轄	<p>下増田地区に設置されていた宮城県農業高等学校について、津波で被災し現地再建が困難であることから、内陸部への移転改築が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは、平成25年3月12日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会と平成25年4月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>グラウンドへ移動する生徒の安全性の確保、住宅地域への砂ぼこりの配慮が必要となった。また、実習エリアについて、三角地から真四角の効率の良い区画に計画変更した。</p> <p>上記変更に伴い、名取土地改良区と平成25年9月2日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととした。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	33ha	完了	補助	<p>下増田地区に設置されていた宮城県農業高等学校について、津波で被災し現地再建が困難であることから、内陸部への移転改築が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは、平成25年3月12日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会と平成25年4月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>グラウンドへ移動する生徒の安全性の確保、住宅地域への砂ぼこりの配慮が必要となった。また、実習エリアについて、三角地から真四角の効率の良い区画に計画変更した。</p> <p>上記変更に伴い、名取土地改良区と平成25年9月2日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととした。</p>

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

宮城県農業高等学校改築事業による校地内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する増田川に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池

を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成25年3月12日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。

畜舎からの排水については、下堀用水路には放流せず、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。

計画変更を行っても、排水計画は変更していないので、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

宮城県農業高等学校改築事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年10月に行う。

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	1 ha	完了	直轄	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	1 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

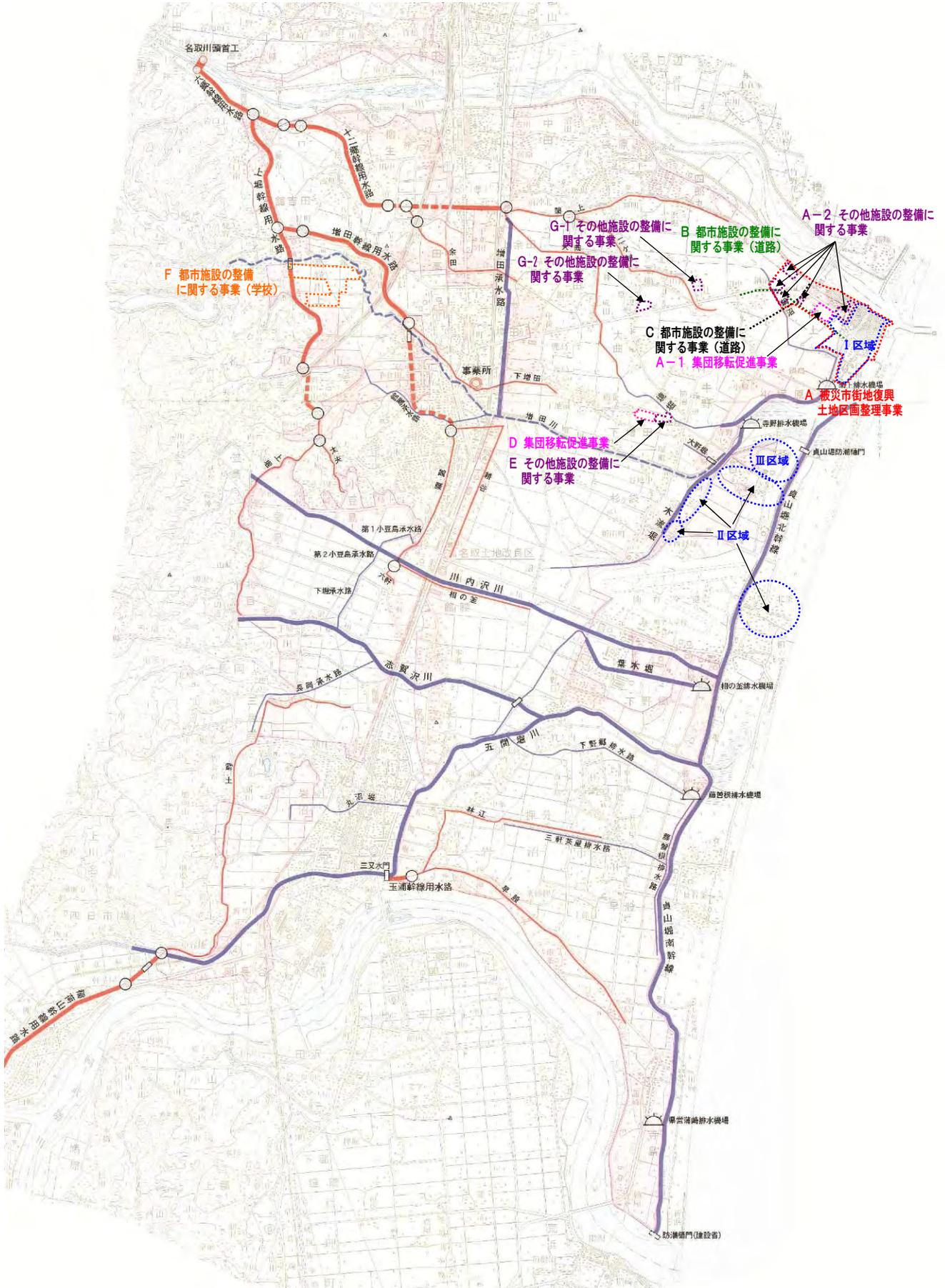
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	1 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は、隣接する排水路に放流する計画としている。なお、これについては、平成26年4月25日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点で協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、大曲処理センター（大曲地区農業集落排水事業）で処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>なお、当該事業区域は農山漁村地域復興基盤総合整備事業と隣接することから、宮城県仙台地方振興事務所とも設計時点で協議を行うこととしている。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし。									

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	2 ha	完了	直轄	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	2 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

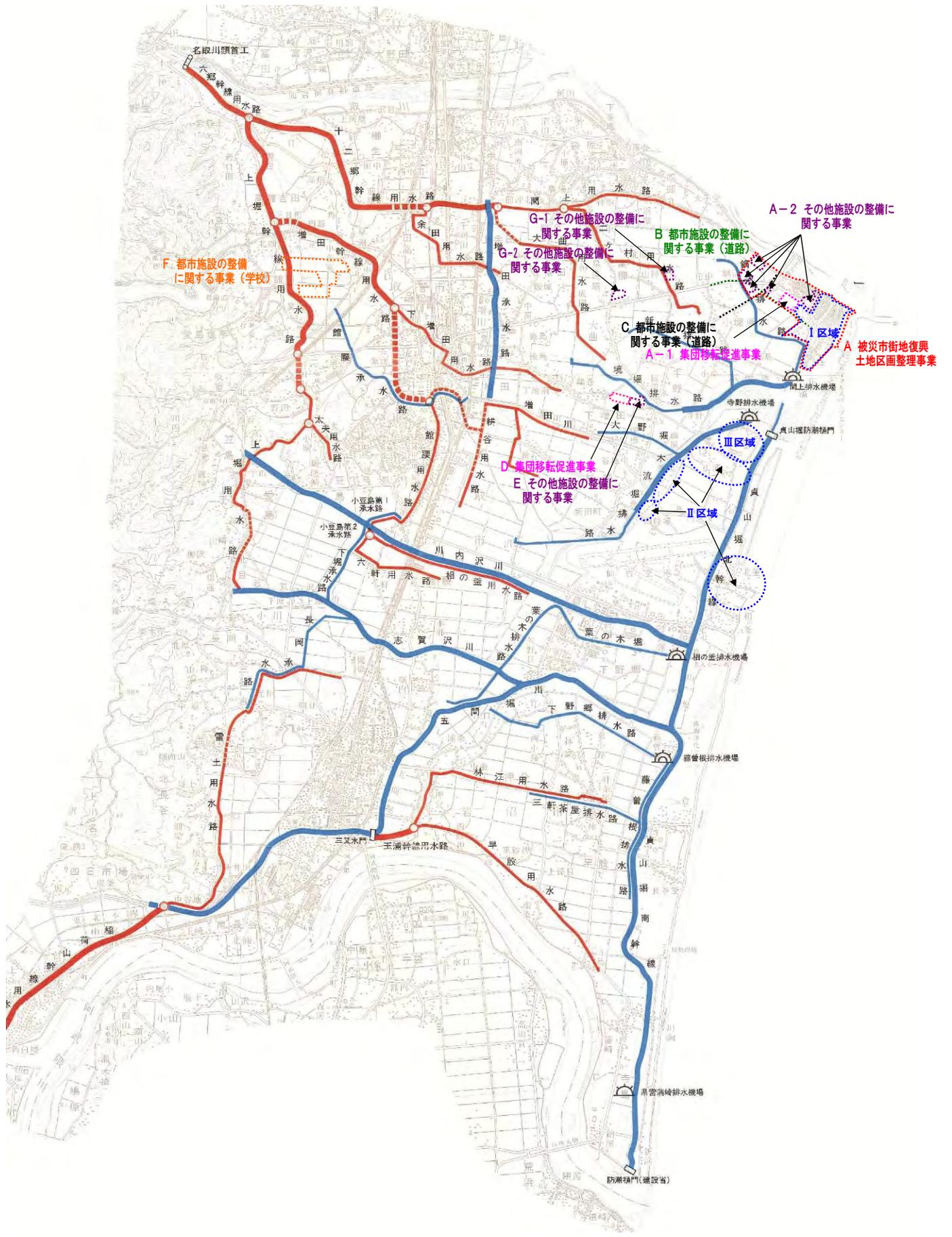
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	2 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成26年4月25日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点で協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、大曲処理センター（大曲地区農業集落排水事業）で処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>なお、当該事業区域は農山漁村地域復興基盤総合整備事業と隣接することから、宮城県仙台地方振興事務所とも設計時点で協議を行うこととしている。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のもの
 であって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

農業関係施策図面番号 1
 国営かんがい排水事業

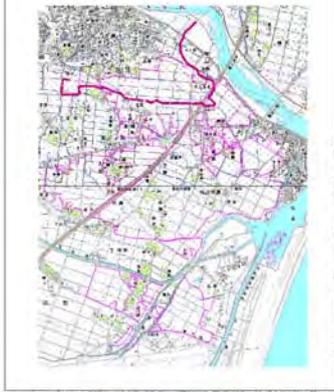


農業関係施策図面番号2
 県営かんがい排水事業



農業関係施策図面番号3 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 名取地区 位置図

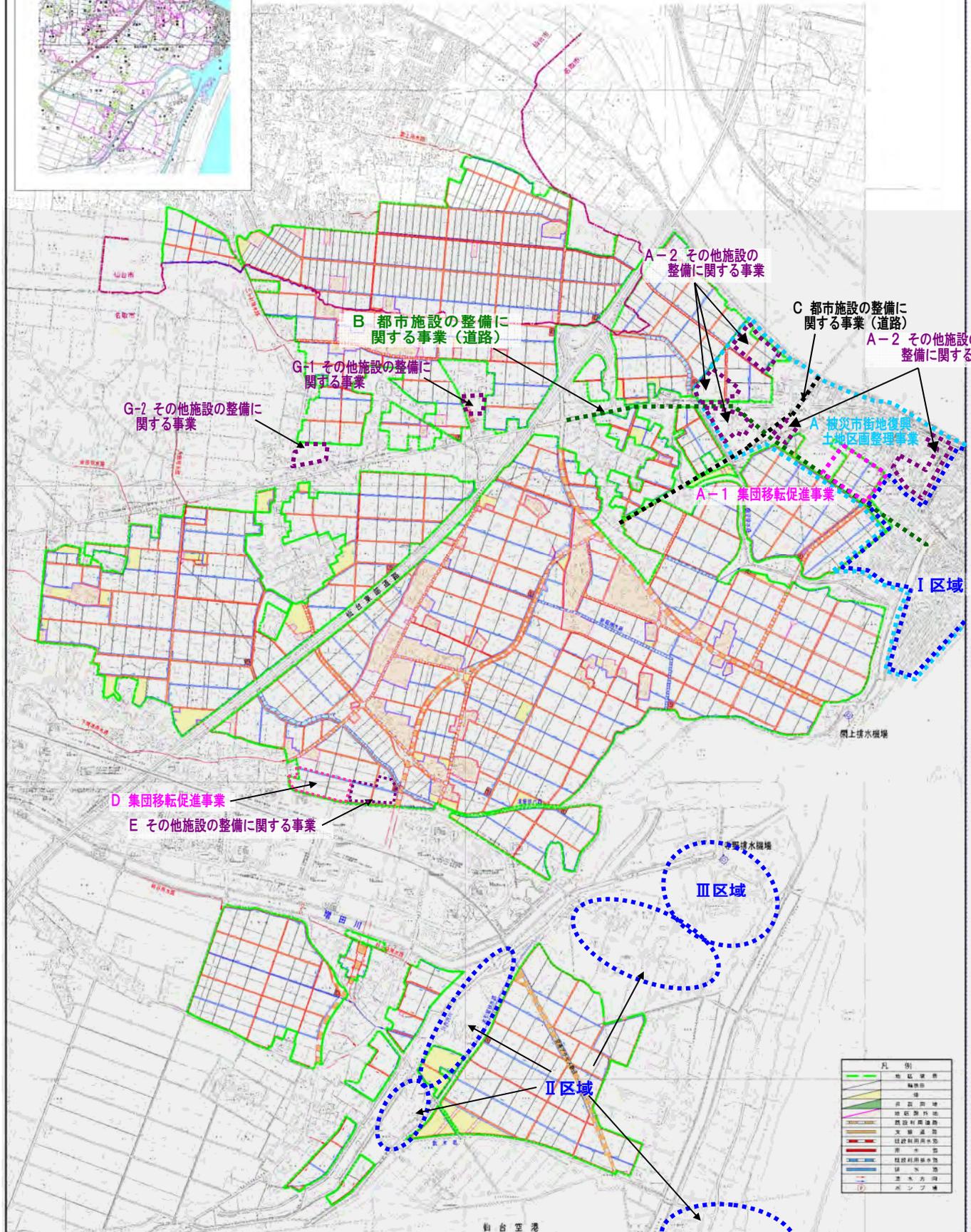
位置図



計画平面図

宮城県 名取地区

S=1/6,000

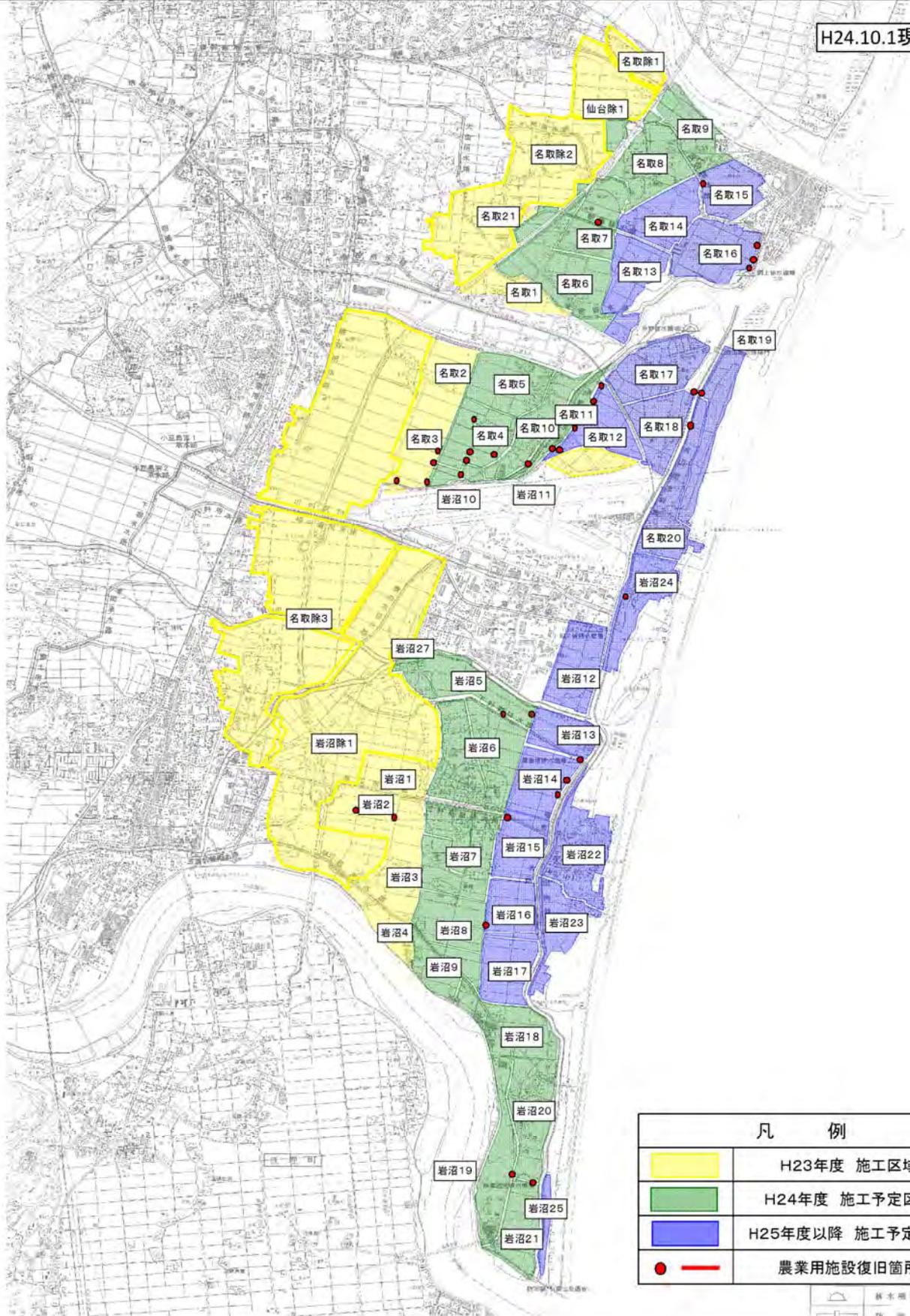


凡例

(Green outline)	地区境界
(Red outline)	林野地
(Blue outline)	河川
(Yellow outline)	農用地区域
(Purple outline)	農転農用地
(Orange outline)	農転農用地
(Light blue outline)	文庫地区
(Dark blue outline)	建設計画用地
(Red outline)	排水路
(Blue outline)	経路計画用地
(Light blue outline)	排水路
(Blue outline)	排水路
(Blue outline)	排水路
(Blue outline)	ポンプ場

名取・岩沼市地区施工計画区域図（仙台市・名取市・岩沼市）

H24.10.1現在



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県名取市増田字柳田80 氏名 名取市長 佐々木 一十郎 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城県名取市下増田 字飯塚1番1 外65筆 (詳細は別紙※1参照)
	2 開発区域の面積	64,948.55平方メートル
	3 予定建築物等の用途	専用住宅、兼用住宅、共同住宅、 集会所、農業共同作業所 ※兼用住宅 建築基準法施行令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもので、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1以上であり、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以上のものに限る
	4 工事施行者住所氏名	宮城県仙台市青葉区二丁目8番33号 西松建設・グリーン企画建設 建設工事共同企業体
	5 工事着手予定年月日	平成25年 10月1日
	6 工事完了予定年月日（第1工区） 工事完了予定年月日（第2工区）	平成26年10月31日 平成27年 2月27日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

(別紙)

※1 開発区域に含まれる地域の名称

開発区域に含まれる地番の一覧は下表に示すとおりである。

・区域全体

字名	地番	地目	対象範囲
下増田字飯塚	1-1, 1-7, 3-1, 9, 10, 11, 12, 13, 14-1, 14-2, 15-1, 15-2, 16, 17, 18, 19, 23, 24-1, 24-3	田	全部
	1-1 地先、14-1 地先	水	一部
	14-1 地先	道	一部
下増田字前田	221, 222, 314, 316, 330, 331, 332, 333, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 354, 355, 356, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387-1, 387-2, 388-1, 388-2, 389, 390, 391-1, 391-2, 392-1, 392-2, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401	田	全部
	223	畑	全部
	221 地先、223 地先、389 地先	水	一部
	223 地先	道	一部

・工区分け

工区	字名	地番	地目	対象範囲
1 工区	下増田字飯塚	1-1, 1-7, 3-1, 9, 10, 11, 12, 13, 14-1, 14-2, 15-1, 15-2, 16, 17, 18, 19, 23, 24-1, 24-3	田	全部
		1-1 地先、14-1 地先	水	一部
		14-1 地先	道	一部
	下増田字前田	221, 222, 314, 316, 330, 331, 332, 333, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 354, 355, 356, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 388-1, 389, 390, 391-1, 398, 399, 400, 401	田	全部
		386, 387-1, 393, 394, 395, 396, 397	田	一部
		223	畑	全部
		221 地先、223 地先、389 地先	水	一部
		223 地先	道	一部
2 工区	下増田字前田	387-2, 388-2, 391-2, 392-1, 392-2	田	全部
		386, 387-1, 393, 394, 395, 396, 397	田	一部
		221 地先	水	一部
		223 地先	道	一部

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	名取市下増田字飯塚1番1 外65筆								
設計の方針	(仮称)下増田団地は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波による被災者が防災集団移転促進事業により移転する団地となるため、「安全」、「安心」を考慮して、計画地付近の平均津波浸水痕跡(T.P+約2.2m)より、最低宅盤高をT.P+2.3mとして設計する。現況地盤は水田の耕作土であるため、軟弱地盤対策を施して安全性を高める。計画地内の雨水排水は調整池で流量調整した後、境堀排水路に排水する。汚水排水は公共下水道に接続する。給水は名取市水道事業所から供給を受ける。								
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	㊦ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域	用途地域等	なし					
宅地造成工事規制区域	内	㊧	その他						
工区分	工 区	第1工区	第2工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	名取市下増田字飯塚1番1 外68筆	名取市下増田字前田387番2 外14筆						
	面積	60,199.88 m ²	4,748.67 m ²	m ²	m ²	64,948.55 m ²			
開発区域の土地の現状	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m ² 0	m ² 59,191.00	m ² 0	m ² 5,757.55	m ² 0	m ² 64,948.55		
	割合	% 0.0	% 91.1	% 0.0	% 8.9	% 0.0	% 100		
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m ² 64,948.55	m ²	m ²	m ²	m ² 64,948.55			
	割合	% 100.0	%	%	%	% 100			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他		
	面積	m ² 37,228.92	m ²	m ² 1,033.04	m ² 13,796.30	m ² 3,253.23	m ² 9,637.14	m ²	m ² 64,948.55
割合	% 57.3	%	% 1.6	% 21.2	% 5.0	% 14.9	%	% 100	
区画設計	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	集団移転(戸建)	区画 70	m ² 396.00	m ² 231.00	m ² 315.48		m ²		
	災害公営(戸建)	区画 42	m ² 205.39	m ² 180.50	m ² 182.30		m ²		
	災害公営(集合)	区画 1	m ² 6,532.16	m ² 6,532.16	m ² 6,532.16		m ²		
	集会所	区画 1	m ² 446.24	m ² 446.24	m ² 446.24		m ²		
	農業共同作業所	区画 1	m ² 550.80	m ² 550.80	m ² 550.80		m ²		
上水道施設	① 公営水道 ② 簡易水道 ③ 専用水道 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 ② 貯 水 槽 ③ ハ その 他	計 画 戸 数	戸 建 112戸	共 同 50戸(1棟)	計 162戸		
				計画人口	465 人		人口密度 71.6 人/ha		

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的(宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等)、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

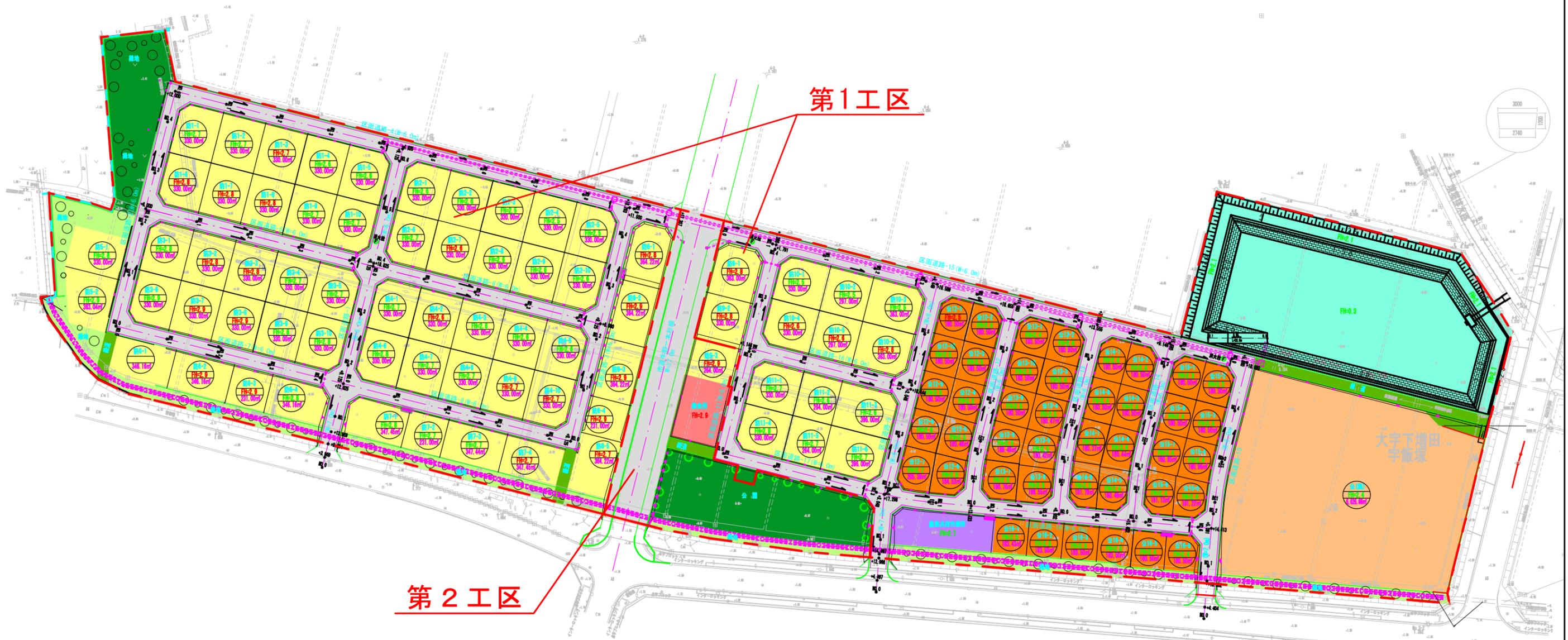
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路 (W=17m)		17m	119.36m		名取市	有	名取市
道路 (W=7m)		7m	132.12m		名取市	有	開発者
道路 (W=6m)		6m	1641.89m		名取市	有	開発者
調整池				6,645.69㎡	名取市	有	開発者
女ヶ池堀水路 <ボックスカルバート>			554.89m		名取市	無	開発者
雨水排水施設 (北側区画道路) <ボックスカルバート>			351.83m		名取市	無	開発者
汚水排水施設 (φ200mm)			1,628.71m		名取市	無	開発者
公園				3,253.23㎡	名取市	有	開発者
緑地				2,991.29㎡	名取市	有	開発者
緑道		4m	149.67m		名取市	有	開発者
給水管 (φ75mm)			508.84m		名取市	無	開発者
(φ150mm)			1,335.13m		名取市	無	開発者
消火栓				3箇所	名取市	無	開発者
防火水槽 (40m³)				1箇所	名取市	無	開発者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会所	446.24㎡	名取市	木造平屋
農業共同作業所	550.80㎡	名取市	鉄骨平屋
ごみ集積所	36.00㎡ (集合住宅敷地内のごみ 集積所を除く)	名取市	戸建住宅：6箇所 集合住宅：1箇所 (集合住宅敷地内)

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



第2工区

第1工区

区分	(m ²)	(%)	
住宅・兼用住宅 (70戸)	23,040.72	35.48	要望面積 23,100m ²
専用住宅 (42戸)	7,655.97	11.79	災害公営(戸建)
共同住宅	6,532.15	10.05	災害公営(集合)
集会所	446.24	0.69	
共同作業所	550.80	0.85	
道路	13,104.88	20.18	市道牛野一本杉線を含む
公園	3,253.23	5.01	
緑地	2,991.45	4.61	
緑道	691.42	1.06	
調整池	6,645.69	10.22	
ごみ集積所	36.00	0.06	公営住宅(集合)1箇所を除く
合計	64,948.55	100.00	
開発区域界	-----		

※ 各土地利用面積は少数第3位以下を切り捨てとする。
 ※ 兼用住宅は建築基準法施工令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもので、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1以上であり、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50m²以上のものに限る

工事番号			
業務名	下増田地区防災集団移転促進事業 移転先団地測量設計業務委託		
施工地名	名取市下増田宇飯塚、前田 地内		
工事名			
図面名	土地利用計画図		
縮尺	A3 - 1:1500	位置	
設計者	パシフィックコンサルタンツ	設計年度	平成24年度
名取市	図番		

事業実施年度	自平成24年度
	至平成25年度

しもますだ

下増田地区防災集団移転促進事業計画書

< (第2回変更) の第1回軽微な変更 >

都道県名	市町村名
宮城県	名取市

【変更時の記載方法】

- 変更時
変更後(赤字)
変更前(黒字)
- 追加時
変更後(赤字)
- 削除時

変更前(黒字)

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積 ㎡	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
きたかま 北釜A地区	186,000 243,600 (132,900)	平成24年度	120	120	0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mを超える津波に襲われた。今後、名取市震災復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2m以上の浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
きたかま 北釜B地区	24,200 29,800 (8,400)					
ひろورا 広浦A地区	54,100 55,000 (31,800)	平成24年度	40	40	0	
ひろورا 広浦B地区	4,600 (4,600)					
すぎがふくろきた 杉ヶ袋北A地区	21,800 23,900 (14,000)	平成25年度	18	18	0	
すぎがふくろきた 杉ヶ袋北B地区	0 (0)					
すぎがふくろみなみ 杉ヶ袋南A地区	26,100 26,200 (12,900)	平成25年度	15	15	0	
すぎがふくろみなみ 杉ヶ袋南B地区	0 (0)					
こづかほら 小塚原A地区	5,200 (3,000)	平成25年度	4	4	0	
こづかほら 小塚原B地区	300 (300)					
計	322,300 383,100 (207,900) (203,900)		197 193	197 193	0	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
- 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
- 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
- 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
- 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
- (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
- (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
- | | | |
|------------|----------------|-----------------------------------|
| 宅地（住宅敷地） | …赤（公有地の場合は赤斜線） | ※A地区：買取を行う移転促進区域 B地区：買取をしない移転促進区域 |
| 宅地（住宅敷地以外） | …青（公有地の場合は青斜線） | |
| 農地 | …緑（公有地の場合は緑斜線） | |

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する 特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
北釜A地区	114	(84)	114	(84)	310	(228)	
北釜B地区	6	(6)	6	(6)	16	(16)	
広浦A地区	38	(28)	38	(28)	103	(76)	
広浦B地区	2	(1)	2	(1)	5	(3)	
杉ヶ袋北A地区	16	(10)	16	(10)	44	(27)	
杉ヶ袋北B地区	3	(3)	3	(3)	8	(8)	
杉ヶ袋南A地区	12	(2)	12	(2)	33	(5)	
杉ヶ袋南B地区	2	(2)	2	(2)	5	(5)	
<u>小塚原A地区</u>	4	(3)	4	(3)	11	(8)	
<u>小塚原B地区</u>	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
計	<u>197</u> 193	(<u>139</u>) (136)	<u>197</u> 193	(<u>139</u>) (136)	<u>535</u> 524	(<u>376</u>) (368)	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、現在欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される災害公営住宅に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住宅数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地に係る特例適用の必要性」欄に記入すること。

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				
	住宅敷地		用① 公営住宅	② 面積計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面積計	公 益 的 施 設	④ 住宅団地に 占める割合			
	区 画 数	面 積												
下増田団地	区画 70	m ² () 23,080	m ² (10,850) 14,320	m ² (33,930) 37,400	m ² 11,650	m ² 410	m ² 5,980	m ² 7,350	m ² 25,390	m ² 0	0.0%	m ² (59,320) 62,790	移転元から近く富農環境を維持しやすいこと、市街化区域に隣接し交通アクセスや生活利便性に優れること、移転元よりも内陸に位置しているため津波安全が確保されること、移転先としての住民意向が高いことから当該用地を選定した。	農地
計	区画 70	m ² () 23,080	m ² (10,850) 14,320	m ² (33,930) 37,400	m ² 11,650	m ² 410	m ² 5,980	m ² 7,350	m ² 25,390	m ²	0.0%	m ² 62,790		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330m²を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330m²とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
	区画	戸		m ²	m ²	
下増田団地 (貸付)	70	<u>92</u> 66	<u>162</u> 136	23,080	329.71	
計	70	<u>92</u> 66	<u>162</u> 136	23,080	329.71	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用地 等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円
下増田団地	48,470	23,080	25,390	387,760	8.0	400,917	585,557	441,043	644,163
計	48,470	23,080	25,390	387,760		400,917	585,557	441,043	644,163

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。

2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦ 千円	④分譲地の分譲価格 千円	⑤分譲地の市場価格 千円	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)② ㎡	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦ 千円
	貸付地 区画	分譲地 区画	①合計 区画	貸付地 ㎡	分譲地 ㎡	②合計 ㎡						
下増田団地 (貸付)	70		70	23,080		23,080	585,557			329.71	1	585,557
計	70		70	23,080		23,080	585,557			330	1	585,557

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備 無し

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
下増田団地	—	—	—	—	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費 無し

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
下増田団地	区画 -	区画 -	区画 -	m ² -	m ² -	m ² -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
計	0	0	0	0	0	0	0	0			0

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 235,320	戸 53	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
住宅の建設または購入 及び 住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	0	0	
計		0	0	

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	事業内容	工事費	補助対象経費
下増田団地	団地内道路	区画W=6m, L=1,730m 区画W=7m, L=120m 特殊W=4m, L=150m	千円 142,720	千円 142,720
	飲料水供給施設	配水管 (φ100mm、L=約1,850m)	103,600	103,600
	集会施設	集会所 木造平屋 (延床面積165㎡)	20,000	20,000
	広場	公園整備 (面積1,820㎡) 緑地整備 (面積4,160㎡)	67,340	67,340
	その他1	排水路 (L=560m) 消火栓 3基、防火水槽 1基	116,760	116,760
	その他2	防災調整池(面積6,650㎡、フィルダム)	93,100	93,100
計			543,520	543,520

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進 区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買取費	建物移転 補償費	合計	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地				
	住宅用地	その他		住宅用地	その他					
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円	千円		
下増田地区 (北釜)	(141,300) (140,300) 132,900 130,900	(29,300) (48,500) 13,500 13,800	(39,600) (38,900) 39,600 38,900	14,840 14,830	12,620 10,890	6,450 5,430	2,398,026 2,302,756	0	2,398,026 2,302,756	水や緑など地区の持つ地域資源を生かした自然活用型の交流ゾーンとしての活用や、新たな産業を誘導するエリアとして位置付けて、土地利用の展開を検討していく。
下増田地区 (広浦)	(36,400) (36,600) 31,800 32,000	(1,800) (2,600) 1,800 2,600	(20,500) (20,400) 20,500 20,400	14,010 14,000	13,480 9,820	4,720 4,370	566,542 562,680	250,992	817,534 813,672	同上
下増田地区 (杉ヶ袋北)	(14,000) 14,000	(1,100) 100 1,100	(7,700) (8,800) 7,700 8,800	12,680	1,190 3,900	3,730 3,890	206,360 216,042	318,199	524,559 534,241	同上
下増田地区 (杉ヶ袋南)	(13,000) 13,000	(300) 200 300	(12,900) 12,900	12,950	12,290 8,200	6,380 4,570	253,110 229,763	292,950	522,713	同上
下増田地区 (小塚原)	(3,300) 3,000	(0) 0	(2,200) 2,200	14,680	0	4,750	54,490	0	54,490	同上
計							3,478,528 3,311,241	862,141	4,340,669 4,173,382	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※買取単価は、北釜地区・広浦地区・杉ヶ袋北地区・杉ヶ袋南地区については、不動産鑑定価格に基づいて算定した。小塚原地区は、近傍の固定資産税評価における標準宅地の価格をもとに推計したため、今後の不動産鑑定評価により変動する可能性がある。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
北釜地区 広浦地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成24年9月施行	
杉ヶ袋北地区 杉ヶ袋南地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成25年6月施行	
<u>小塚原地区</u>	<u>建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定。</u> <u>災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。</u>	<u>平成25年12月施行</u>	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定として記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
下増田団地	農業共同作業所	延床面積300㎡（鉄骨造平屋）（1箇所）	千円 30,000	千円 30,000
計			30,000	30,000

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。
 2 土地利用計画図（3（1）の（注）7）に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 方 法	補助対象経費	対象戸数	備 考
離農等をする場合	移転促進区域から住居を移転するとともに離農した場合、1戸あたり2,372千円を補助する。	千円	戸 0	
その他の場合	移転促進区域から住居を移転した場合、持ち家の移転者（家屋の解体を伴う者）には1戸あたり78万円、持ち家の移転者（家屋の解体を伴わない者）には1戸あたり78万円、借家人である移転者には1戸当たり78万円を補助する。	<u>108,420</u> 106,080	<u>139</u> 136	
計		<u>108,420</u> 106,080	<u>139</u> 136	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	左の財源内訳							備考
					総事業費	補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	H25 H24	/	千円 387,760	千円 /	千円 /	千円 /	千円 /	千円 /	千円 /	
	住宅団地用地造成	造成	H26 H25	/	841,960	/	/	/	/	/	/	
	小計	/	/	/	1,229,720	2,100,384	1,229,720	1,076,005	0	153,715	0	
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補給	H26-27 H25	/	235,320	235,320	235,320	205,905	0	29,415	0	
公共施設整備	公共施設整備	公共施設整備	H26 H25	○	543,520	0	543,520		0	543,520	0	※
宅地及び農地の買取り	宅地及び農地の買取り	宅地及び農地の買取り	H25-26	/	4,340,669	/	4,340,669	3,798,085	0	542,584	0	
	建物移転補償費	建物移転補償費	H24	/	4,173,382	/	4,173,382	3,651,709		521,673		
農林水産業基盤等整備	共同作業所	共同作業所整備	H26 H25	/	30,000	152,889	30,000	26,250	0	3,750	0	
移転費助成	移転費助成	引越費用助成	H26-27 H25	/	108,420 106,080	108,420 106,080	108,420 106,080	94,868 92,820	0	13,552 13,260	0	
合計					6,487,649 6,318,022	/	6,487,649 6,318,022	5,676,693 5,528,269	0	810,956 789,753	0	

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※県の要綱による防災調整池の整備による。

(2) 住宅団地候補地の比較表 無し

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
下増田地区	—	円 —	—	—	—	—	—	—
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
 - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
 - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
 - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
 - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
 - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

(3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		合計
	千円	千円	千円	千円		千円
住宅団地用地取得及び造成	<u>(387,760)</u>	<u>(744,760)</u> (841,960)	<u>(484,960)</u>			<u>(1,229,720)</u> (1,229,720)
	<u>339,290</u>	<u>651,665</u> 736,715	<u>424,340</u>			<u>1,076,005</u> 1,076,005
住宅建設等助成		<u>(235,320)</u>	<u>(164,724)</u>	<u>(70,596)</u>		<u>(235,320)</u> (235,320)
		<u>205,905</u>	<u>144,134</u>	<u>61,772</u>		<u>205,905</u> 205,905
公共施設整備		<u>(543,520)</u>	<u>(543,520)</u>			<u>(543,520)</u> (543,520)
		<u>475,580</u>	<u>475,580</u>			<u>475,580</u> 475,580
宅地及び農地の買取り		<u>(3,038,468)</u> (4,173,382)	<u>(1,302,201)</u>			<u>(4,340,669)</u> (4,173,382)
		<u>2,658,660</u> 3,651,709	<u>1,139,426</u>			<u>3,798,085</u> 3,651,709
農林水産業基盤等整備		<u>(30,000)</u>	<u>(30,000)</u>			<u>(30,000)</u> (30,000)
		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>			<u>26,250</u> 26,250
移転費助成		<u>(106,080)</u>	<u>(75,894)</u>	<u>(32,526)</u>		<u>(108,420)</u> 106,080
		<u>92,820</u>	<u>66,407</u>	<u>28,460</u>		<u>94,868</u> 92,820
合計	<u>(387,760)</u>	<u>(3,783,228)</u> (5,930,262)	<u>(2,601,299)</u>	<u>(103,122)</u>		<u>(6,487,649)</u> (6,318,022)
	<u>339,290</u>	<u>3,310,325</u> 5,188,979	<u>2,276,136</u>	<u>90,232</u>		<u>5,676,693</u> 5,528,269

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。